

権利関係④ 「代理」



1. 代理とは、つまりどういうことか？
2. 代理の要件は？
3. 任意代理人になれる人は？
4. 代理権の範囲は？
5. 代理人が詐欺などにあったら？
6. 任意代理の代理権の消滅事由は？

権利関係④ 「代理」



7. 無権代理は有効？無効？
8. 無権代理人と取引した相手方の保護の規定は？
9. 表見代理とは？
10. 自己契約・双方代理・利益相反行為とは？

1. 本人に代わって、第三者(代理人)が代理権(本人から与えられた権限)に基づいて、本人のために意思表示をし、または意思表示を受けること。代理がした行為の効果は、直接本人に及ぶ
2. 代理をするときは3つの要件が必要。①代理権を与えられていること、②本人の代理人であることを名乗ること(顕名)、③代理としてすべき意思表示をすること
もし、顕名しなかった場合は、代理人自身がしたことになり、代理人が契約責任を負う。もっとも、相手方が代理人だと知っていた場合は、有効な代理行為となる
3. 任意代理人には、原則、誰でもなることができる。たとえ制限能力者であってもなれる(本人からの指名だから)

4. 権限を与えられた範囲内。特に決められていない場合は、①保存行為、②利用行為、③改良行為の3つともできる
5. 代理人のした契約に詐欺等があったかどうかは、代理人でみる。この場合、詐欺による取消しは本人がする。原則代理人はできない
6. 本人の死亡・破産
代理人の死亡・破産・後見開始の審判
7. 無権代理契約は、一応無効な契約。本人が追認することで有効な契約に転じる(契約のときから有効)こともある
8. 追認の催告権(善意・悪意とも)、契約の取消権(善意の相手方のみ)、無権代理人に対する責任追及権(善意無過失の相手方のみ)

9. 無権代理行為なのに、本人に帰責事由があり、代理権があるように見えてしまうことで契約してしまった善意無過失の第三者を保護する規定
①代理権授与表示、②代理権越権、③代理権消滅後
10. 自己契約・双方代理は原則禁止。ただし、形式的な双方代理や代理依頼者の承諾があれば許される
利益相反行為とは、代理行為によって、代理人にとって利益となり、本人が不利益となるような場合は、原則、無権代理行為とみなされる